

漁船の手引き（R4 改訂版）

令和4年3月

大阪府環境農林水産部水産課

目 次

I 漁船登録

1	漁船とは	1
2	漁船登録に関する手続き	2
3	漁船を新しく造るとき	3
(1)	船舶の長さ別手続き	3
1)	20 トン未満で、船舶の長さが 10m以上の動力船	3
2)	20 トン未満で、船舶の長さが 10m未満の動力船	4
3)	20 トン以上で、船舶の長さが 10m以上の動力船	4
(2)	建造許可申請	5
(3)	改造許可申請	5
(4)	転用許可申請	6
(5)	計画変更許可申請	6
(6)	竣工、工事完了後の認定申請	6
(7)	総トン数測度申請	6
	総トン数の早見表	8
	漁船建造等の許可申請書の添付書類	9
1	建造許可申請	9
2	改造許可申請	9
3	転用許可申請	10
4	漁船建造計画変更許可申請	10
4	漁船の所有者が変わるとき	11
1	建造	12
2	改造	12
3	譲渡（売買）	13
4	相続	13
5	船舶より転用	14
5	漁船の登録事項が変わるとき	15
1	住所変更	16
2	船名変更	16

3 機関換装	16
4 無線設置／撤去	17
5 使用者変更（追加、減少）	17
6 漁業種類又は用途の変更	17
7 船体改造	17
6 登録をすませたら	18
(1) 船体表示	18
1) 5 トン以上 20 トン未満の漁船	18
2) 5 トン未満の漁船	18
(2) 登録票の備え付け	19
(3) 検認	19
1) 漁船登録票検認申請	19
2) 検認申請に際しての留意事項	20
7 その他の手続き	21
(1) 漁船登録票再交付申請	21
(2) 漁船登録原簿謄本の交付請求	21
(3) 漁船登録の失効	22
II 漁業許可	23
8 漁業許可	24
(1) 許可漁業の種類	24
(2) 漁業許可の公示	25
(3) 漁業許可関係の申請手続	25
1) 漁業許可申請	27
2) その他の申請	27
① 漁業許可の変更の許可申請	27
② 漁業許可証書換え交付申請	28
③ 漁業許可証再交付申請	29
④ 起業認可申請	29
⑤ 漁業許可証返納届	29
3) 許可の申請期間（継続）	30
9 手数料	31

10	こんな場合はどうすれば・・・	34
表 1	漁船事務手続きに必要な書類一覧	40
表 2	漁業許可事務手続きに必要な書類一覧	42
	添付書類の確認項目と注意事項	43
	大阪府咲洲庁舎周辺地図	44
11	申請書及び関係書類様式	45
	申請書記入要領（共通）	48

Ⅲ 申請書記入例

Ⅳ 申請書類

Ⅴ チェックリスト

1

漁船とは － 漁船の定義 －

船舶を「漁船」として使用するためには、いくつかの条件があります。

一つ目に、その船舶が船舶法第1条に定める「日本船舶」（日本国民の所有に属する船舶）であることが必要です。

二つ目に、その船舶が実際に漁業に利用されなければなりません。

これは、漁船法第2条第1項において「漁船」とは「もっぱら漁業に従事する船舶」と定義されているためです。警戒船等、他の目的に使用される場合については、これが臨時的なものあるいは著しく軽度のものと認められる場合は「漁船」に該当しますが、自家消費や趣味等のために魚類等を採取する目的の船舶は「漁船」には該当しません。

三つ目に、船型や推進機関が漁船として適当なものでなければなりません。

船型や推進機関については、国において「動力漁船の性能の基準」による一定の制限が定められており、この基準を満たさない船舶は漁船として登録することはできません。

また、長さ10m以上の漁船を建造（又は改造）する場合は、建造（改造）後、漁船の認定を受ける必要がありますが、建造（改造）許可の内容と著しく異なる場合は認定できません。

こうした条件を満たした船舶は、漁船法第10条に定める「漁船の登録」を受けてはじめて漁船として使用することができます。

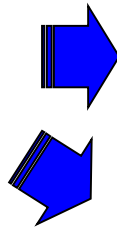
2

漁船登録に関する手続き － 申請手続きのいろいろ －

漁船登録に関する各種手続きについては、次に示す章を参照してください。

こんな場合は？

- ・漁船を建造する
- ・漁船を改造する
- ・漁船以外の船舶を漁船に転用する

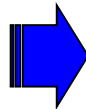


この章を参照してください

3 漁船を新しく造るとき
－ 漁船建造、改造及び転用等許可申請－
(p.3)

4 漁船の所有者が変わるとき
－ 漁船登録申請－ (p.11)

- ・漁船の譲受
- ・漁船の相続
- ・他府県からの漁船の購入



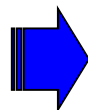
4 漁船の所有者が変わるとき
－ 漁船登録申請－ (p.11)

- ・所有者又は使用者が転居した
- ・船名を変更した
- ・総トン数又は長さ、幅、深さを変更した
- ・推進機関を変更した
- ・無線を設置／撤去した
- ・漁業種類又は用途を変更した
- ・使用者を変更(追加、減少)した



5 漁船の登録事項が変わるとき
－ 漁船変更登録申請－ (p.15)

- ・漁船登録票を失くした
- ・漁船登録原簿謄本がほしい
- ・漁船を廃船したい



7 その他の手続き
－ 漁船登録票の再交付等－ (p.21)

3

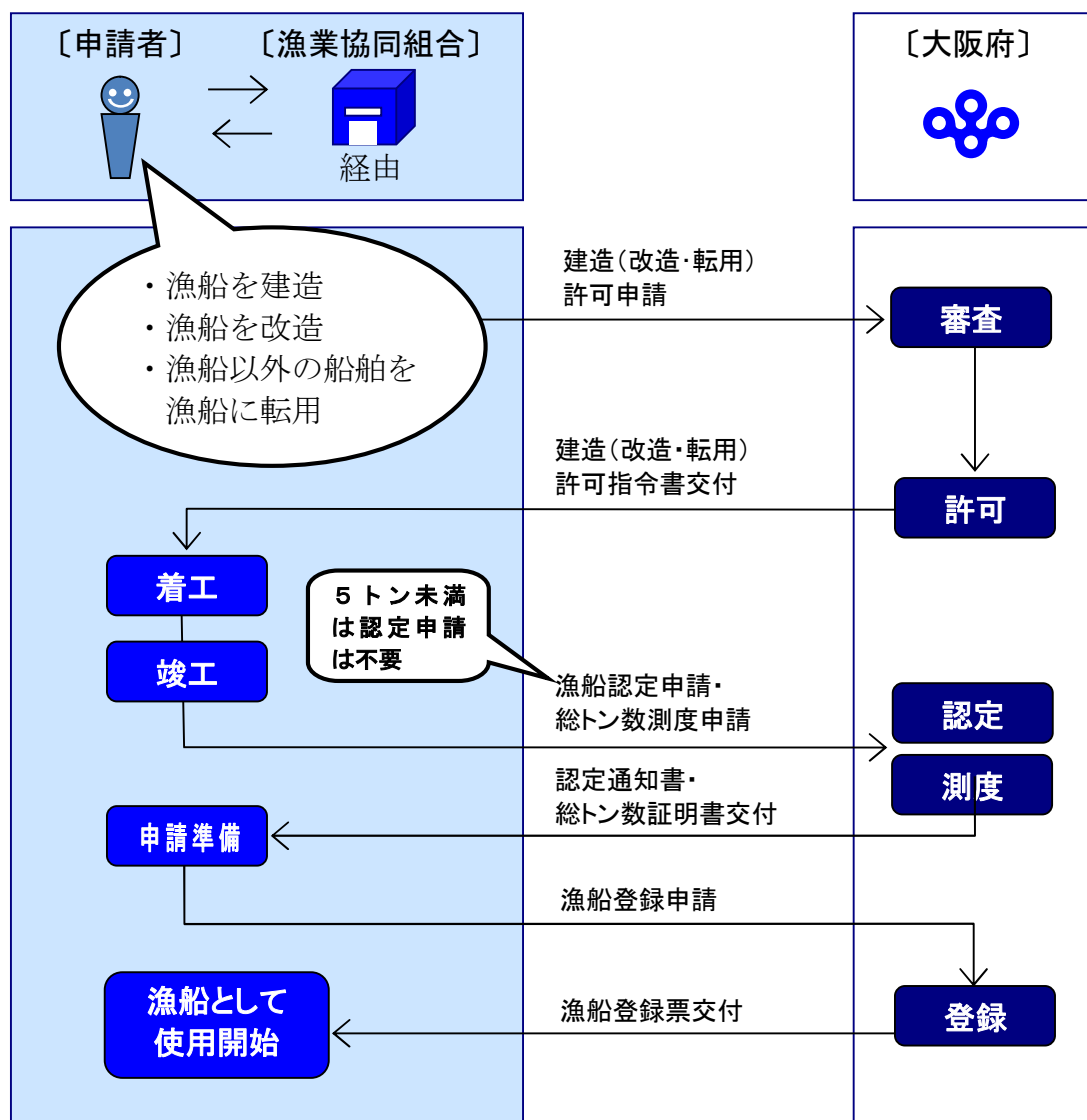
漁船を新しく造るとき

－ 漁船建造、改造又は転用等許可申請 －

漁船を建造、改造又は転用する場合、船舶の長さやトン数によって手続きが異なります。

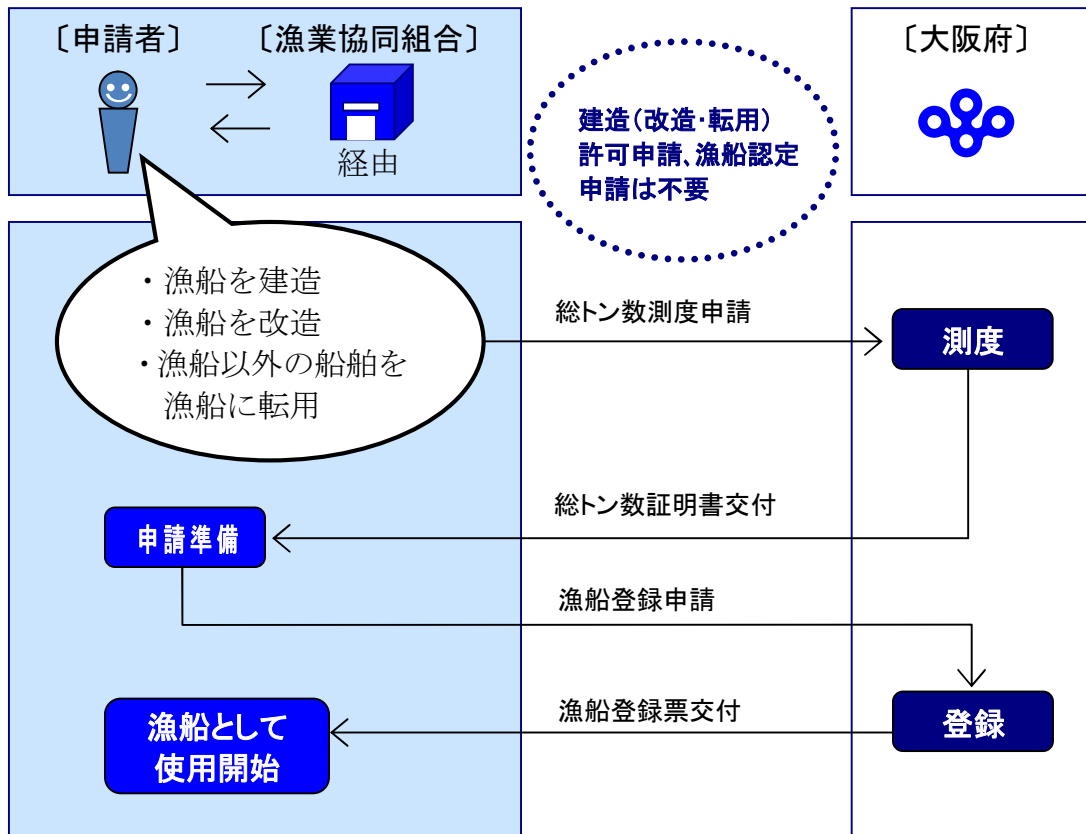
(1) 船舶の長さ別手続き

1) 20トン未満で、船舶の長さが 10m 以上の動力船



参考: 大臣許可漁業に従事する漁船又は 20トン以上の漁船については、農林水産大臣の建造(改造・転用)許可を得る必要があります。

2) 20トン未満で、船舶の長さが 10m 未満の動力船



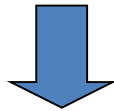
3) 20トン以上で、船舶の長さが 10m 以上の動力船

農林水産大臣の建造（改造・転用）許可



地方運輸局による測度（造船所の場所により異なります）

水産庁・瀬戸内海漁業調整事務所（神戸市）による認定



大阪府知事による漁船登録

建造許可の手続き等の詳細は水産庁・瀬戸内海漁業調整事務所（神戸市）にお問い合わせください。

(TEL 078-392-2281)

参 考

トン数別 推進機関の最高馬力数

総トン数		推進機関の馬力数	
	4トン未満	330キロワット	(70馬力)
4トン以上	6トン未満	450キロワット	(90馬力)
6トン以上	10トン未満	540キロワット	(120馬力)
10トン以上	15トン未満	670キロワット	(160馬力)
15トン以上	20トン未満	890キロワット	(190馬力)
20トン以上	30トン未満	1,010キロワット	(250馬力)
30トン以上	40トン未満	1,130キロワット	(310馬力)

※ 漁船法第3条第1項の規定に基づき、動力漁船の性能の基準が定められています。
但し、大阪湾では底びき網漁船は48kW（15馬力）以下 船びき網漁船は110kW（35馬力）以下に制限されています。

根拠：・漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号、（一部改正）令和2年11月16日農林水産省告示第2231号）

(2) 建造許可申請

長さ10m以上の漁船を新たに建造する場合は、**漁船建造許可申請書（様式19）**に（p.9）1に示す書類を添付して、大阪府知事に提出してください。

(3) 改造許可申請

長さ10m以上の漁船が次の変更をする場合は、「改造」に該当しますので、**漁船改造許可申請書（様式20）**に（p.9）2に示す書類を添付して、大阪府知事に提出してください。

改造に該当する場合

- ① 船舶の長さ、幅若しくは深さの変更
- ② 推進機関を新たに据え付け、若しくは出力の変更
- ③ 船舶の用途若しくは漁業種類の変更

漁船法第2条第3項

この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。

(4) 転用許可申請

長さ **10m** 以上の一般船舶を漁船として使用しようとする場合には、「転用」となりますので、**漁船転用許可申請書**（様式 **21**）に（**p.10**）3に示す書類を添付して大阪府知事に提出してください。

(5) 計画変更許可申請

建造、改造、転用の許可を受けた後に、計画を変更する場合は、計画変更になりますので、**漁船建造(改造・転用)計画変更許可申請書**（様式 **22**）に（**p.10**）4に示す書類を添付して大阪府知事に提出してください。

(6) 竣工、工事完了後の認定申請

許可を受けた動力漁船が竣工し、又は改造等の工事が完了した場合、竣工又は完了の状況が許可の内容や「動力漁船の性能の基準」に合致しているかどうかについて、長さが **10m** 以上かつ **5** トン以上の船舶は、知事の認定を受けなければなりませんので、**漁船認定申請書**（様式 **24**）を動力漁船の竣工又は改造工事の完成予定日前に、大阪府知事に提出してください。

(7) 総トン数測度申請

許可を受けた動力漁船が竣工し、又は船体の改造、転用の工事が完了した場合、総トン数が **20** トン未満の漁船については、知事の総トン数の測度を受けなければなりませんので、**小型漁船総トン数測度申請書**（様式 **18**）を大阪府知事に提出してください。

また、総トン数 **5** トン未満のプレジャーボート（小型船舶）を購入して漁船へ転用する際、日本小型船舶検査機構（**J C I**）で発行する全部事項証明書に記載されている総トン数が「**5** トン未満」の表記がなされている場合は、総トン数が確定するために測度を受けなければなりません。

総トン数の計算方法

① 上甲板下船体主要部の容積

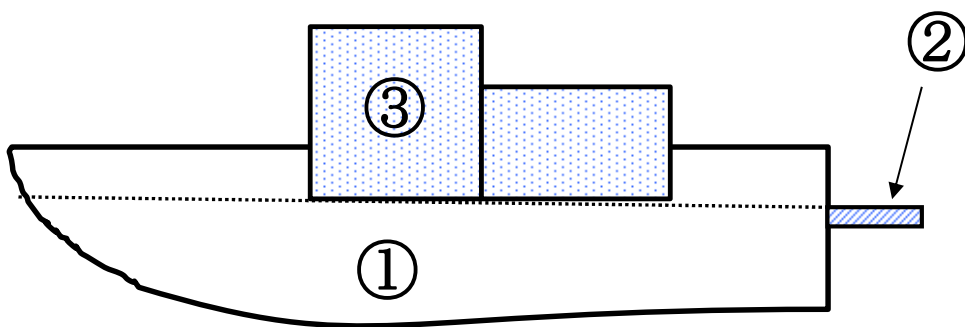
② 上甲板下その他の容積

キール、船側張出し部、船尾又は船尾隆起部、船体上部構造部等

③ 上甲板上（上部構造物）の容積

操舵室、機関室、船員室、ハッチ等

①+②+③で算出された容積により、総トン数を計算します。



漁船の総トン数を増トン、減トンする必要がある場合は、次ページの『総トン数の早見表』でどの程度の容積の増減が必要かの目安にしてください。

改造する前に、水産課まで事前にご相談ください。

総 ト ン 数 の 早 見 表

容積 m ³	トン数	容積 m ³	トン数	容積 m ³	トン数
0 ~ 0.999	0	20.336 ~ 20.768	3.1	39.242 ~ 39.655	6.1
1.000 ~ 1.474	0.1	20.769 ~ 21.192	3.2	39.656 ~ 40.068	6.1
1.475 ~ 1.943	0.2	21.193 ~ 21.614	3.2	40.069 ~ 40.499	6.2
1.944 ~ 2.408	0.2	21.615 ~ 22.036	3.3	40.500 ~ 40.913	6.2
2.409 ~ 2.868	0.3	22.037 ~ 22.466	3.4	40.914 ~ 41.325	6.3
2.869 ~ 3.326	0.4	22.467 ~ 22.887	3.4	41.326 ~ 41.738	6.4
3.327 ~ 3.780	0.4	22.888 ~ 23.306	3.5	41.739 ~ 42.150	6.4
3.781 ~ 4.235	0.5	23.307 ~ 23.736	3.6	42.151 ~ 42.562	6.5
4.236 ~ 4.686	0.6	23.737 ~ 24.154	3.6	42.563 ~ 42.973	6.6
4.687 ~ 5.135	0.6	24.155 ~ 24.582	3.7	42.974 ~ 47.109	6.6
5.136 ~ 5.583	0.7	24.583 ~ 25.000	3.8	47.110 ~ 51.238	7.3
5.584 ~ 6.029	0.8	25.001 ~ 25.427	3.8	51.239 ~ 55.342	7.9
6.030 ~ 6.475	0.9	25.428 ~ 25.849	3.9	55.343 ~ 59.447	8.5
6.476 ~ 6.918	0.9	25.850 ~ 26.269	4.0	59.448 ~ 63.532	9.1
6.919 ~ 7.363	1.0	26.270 ~ 26.695	4.0	63.533 ~ 67.624	9.7
7.364 ~ 7.805	1.1	26.696 ~ 27.109	4.1	67.625 ~ 71.699	10
7.806 ~ 8.245	1.1	27.110 ~ 27.534	4.2	71.700 ~ 75.757	10
8.246 ~ 8.683	1.2	27.535 ~ 27.959	4.2	75.758 ~ 79.831	11
8.684 ~ 9.124	1.3	27.960 ~ 28.371	4.3	79.832 ~ 83.857	12
9.125 ~ 9.562	1.3	28.372 ~ 28.795	4.4	83.858 ~ 87.902	12
9.563 ~ 9.999	1.4	28.796 ~ 29.219	4.4	87.903 ~ 91.934	13
10.000 ~ 10.435	1.5	29.220 ~ 29.642	4.5	91.935 ~ 95.993	13
10.436 ~ 10.874	1.5	29.643 ~ 30.052	4.6	95.994 ~ 99.999	14
10.875 ~ 11.307	1.6	30.053 ~ 30.474	4.6	100.000 ~ 104.036	14
11.308 ~ 11.743	1.7	30.475 ~ 30.896	4.7	104.037 ~ 108.018	15
11.744 ~ 11.178	1.7	30.897 ~ 31.317	4.8	108.019 ~ 112.033	16
11.179 ~ 12.612	1.8	31.318 ~ 31.739	4.8	112.034 ~ 116.038	16
12.613 ~ 13.045	1.9	31.740 ~ 32.159	4.9	116.039 ~ 120.033	17
13.046 ~ 13.477	2.0	32.160 ~ 32.566	5.0	120.034 ~ 124.018	17
13.478 ~ 13.907	2.0	32.567 ~ 32.986	5.0	124.019 ~ 128.046	18
13.908 ~ 14.343	2.1	32.987 ~ 33.405	5.1	128.047 ~ 132.013	18
14.344 ~ 14.771	2.2	33.406 ~ 33.824	5.1	132.014 ~ 135.970	19
14.772 ~ 15.205	2.2	33.825 ~ 34.243	5.2	135.971 ~ 139.975	19
15.206 ~ 15.631	2.3	34.244 ~ 34.662	5.3	139.976 ~ 143.914	20
15.632 ~ 15.064	2.4	34.663 ~ 35.080	5.3	143.915 ~ 147.904	21
15.065 ~ 16.495	2.4	35.081 ~ 35.497	5.4	147.905 ~ 151.888	21
16.496 ~ 16.918	2.5	35.498 ~ 35.915	5.5	151.889 ~ 155.801	22
16.919 ~ 17.348	2.6	35.916 ~ 36.332	5.6	155.802 ~ 159.770	22
17.349 ~ 17.777	2.6	36.333 ~ 36.748	5.7	159.771 ~ 163.733	23
17.778 ~ 18.206	2.7	36.749 ~ 37.165	5.7	163.734 ~ 167.689	24
18.207 ~ 18.633	2.8	37.166 ~ 37.580	5.8	167.690 ~ 171.638	24
18.634 ~ 19.060	2.8	37.581 ~ 37.996	5.9	171.639 ~ 175.581	25
19.061 ~ 19.486	2.9	37.997 ~ 38.411	5.9	175.582 ~ 179.518	25
19.487 ~ 19.911	3.0	38.412 ~ 38.826	6.0	179.519 ~ 183.448	26
19.912 ~ 20.335	3.0	38.827 ~ 39.241	6.1	183.449 ~ 187.372	27

漁船建造等の許可申請書の添付書類

1. 建造許可申請

No.	添付書類	漁船の区分	許可等漁業の漁船	その他の漁船
1	漁船建造許可申請書（様式 19）		○	○
2	造船契約（予約）証（図面及びトン数計算書添付）		○	○
3	推進機関製造（販売）契約（予約）証（販売店以外は経歴書）		○	○
4	事業計画書			○
5	漁業許可証（写）又は起業認可指令書（写）		△	
6	被代船の用途説明書		△	
7	漁船使用承諾書又は用船契約書（写）		△	△

- 注：1. ○は、全申請に添付してください。
 2. △は、該当のもののみ添付してください。
 3. 7は、漁船所有者（申請者）と漁船使用者が相違する場合に添付してください。
 4. 4は漁船所有者と漁船使用者が相違する場合は漁船使用者が記入してください。
 5. 5、6は、対船許可のみ添付してください。
 6. 建造許可証交付後に登録申請を行う際には、一部、添付書類が重複するので複写対応で構いません。

2. 改造許可申請

	No.	添付書類	漁船の区分	許可等漁業の漁船	その他の漁船
A 船体改造の場合	1	漁船改造許可申請書（様式 20）		○	○
	2	改造工事契約証		○	○
	3	改造工事の内容を明らかにした図書		○	○
	4	改造する漁船の漁船原簿謄本		△	△
B 漁業種類変更のための改造	1	漁船改造許可申請書（様式 20）		○	○
	2	改造工事契約証		△	△
	3	事業計画書			○
	4	漁業許可証（写）又は起業認可指令書（写）		△	
	5	被代船の用途説明書		△	
	6	改造する漁船の漁船原簿謄本		△	△
	7	漁船使用承諾書又は用船契約書（写）		△	△
C 登録抹消船又は漁船以外の船舶を漁船に改造する場合	1	漁船改造許可申請書（様式 20）		○	○
	2	改造工事契約証		△	△
	3	事業計画書			○
	4	漁業許可証（写）又は起業認可指令書（写）		△	
	5	被代船の用途説明書		△	
	6	改造する漁船の漁船原簿謄本（抹消のもの）		△	△
	7	改造する船舶の全部事項証明書		△	△
	8	推進機関経歴書		○	○
	9	漁船使用承諾書又は用船契約書（写）		△	△
D 機関換装	1	漁船改造許可申請書（様式 20）		○	○
	2	改造工事契約証		△	△
	3	推進機関製造（販売）契約（予約）証（販売店以外は経歴書）		○	○
	4	改造する漁船の漁船原簿謄本		△	△

- 注：1. ○は、全申請に添付してください。
 2. △は、該当のもののみ添付してください。
 3. 改造工事が **A,B,C,D** の二つ以上になる場合は、それぞれの表に対応する添付書類を提出してください。
 4. 事業計画書は漁船所有者と漁船使用者が相違する場合、漁船使用者が記入してください。
 5. 改造許可証交付後に変更登録申請を行う際には、一部、添付書類が重複するので複写対応で構いません。

3. 転用許可申請

No.	添付書類	漁船の区分	許可等漁業の漁船	その他の漁船
1	漁船転用許可申請書（様式 21）		○	○
2	転用する船舶の全部事項証明書		○	○
3	被代船の用途説明書		△	
4	漁業許可証（写）又は起業認可指令書（写）		△	
5	事業計画書			○
6	推進機関経歴書		○	○
7	漁船使用承諾書又は用船契約書（写）		△	△

- 注：1. ○は、全申請に添付してください。
 2. △は、該当のもののみ添付してください。
 3. 5は漁船所有者と漁船使用者が相違する場合は漁船使用者が記入してください。
 4. 転用許可証交付後に登録申請を行う際には、一部、添付書類が重複するので複写対応で構いません。

4. 漁船建造計画変更許可申請

建造許可を受けた後に計画を変更する場合は、**漁船建造(改造・転用)計画変更許可申請書**（様式 22）が必要です。この場合の添付書類は次のとおりとします。

1. 造船所を変更する場合は、旧造船所の解約同意書及び新造船所の造船契約（予約）証
2. 推進機関製作所（販売者）を変更する場合は、旧製作所の解約同意書及び新製作所の推進機関製造（販売）契約（予約）証
3. 漁業種類、総トン数又は主要寸法の変更の場合は、造船所の変更契約証
4. 推進機関の種類、馬力数、シリンダの数及び直径の変更の場合は推進機関の変更契約証
5. 改造許可にかかる計画変更許可申請についてもこれに準じます。

※漁船建造等の許可申請について、ご不明な点があれば、

水産課 指導・調整Gへお問い合わせください。（TEL 06-6210-9613）

4

漁船の所有者が変わるとき － 漁船登録申請 －

漁船又は船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く）を取得し、漁船として使用する場合、その所有者は知事が備える漁船原簿に登録を受け（漁船法第10条）、登録票の交付を受ける必要があります（漁船法第12条）。

すでに漁船原簿に登録されている漁船でも、所有者が変わる場合は、変更登録ではなく新規登録となります。

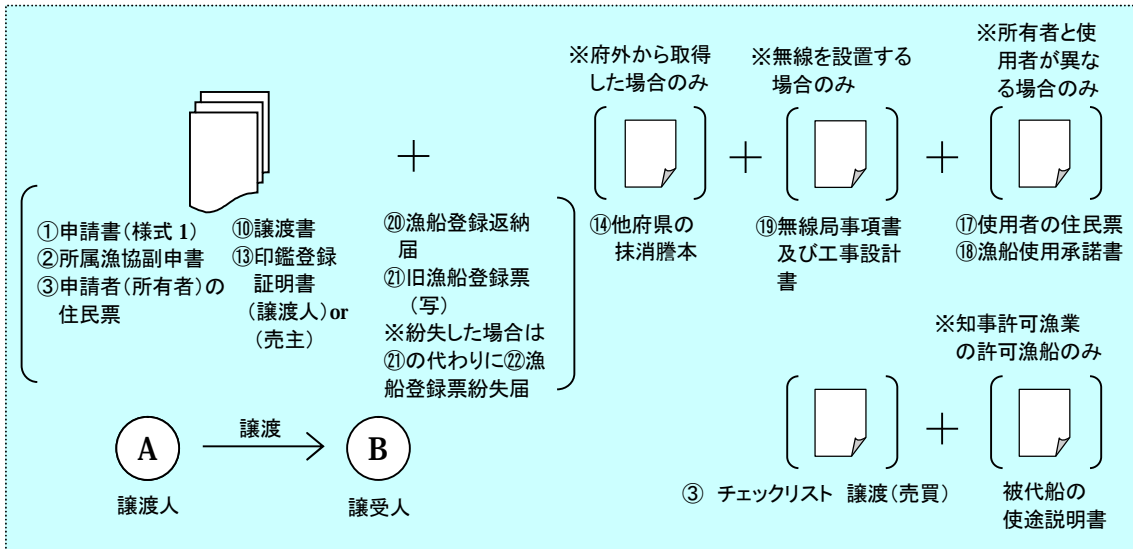
新規漁船登録が必要な場合には、次のケースがあります。

漁船登録が必要な場合（登録の事由）	
1. 建造	・ 漁船を新しく建造する。
2. 改造	・ 船体を改造し、2級船から3級船に変わる（又はその逆）
3. 譲渡 （売買）	・ 府内から漁船を購入する。 ・ // 漁船を無償で譲り受ける。 ・ 府外から漁船を購入する。 ・ // 漁船を無償で譲り受ける。
4. 相続	・ 所有者の死亡により、相続人が取得する。 ・ // 相続人でない方が取得する。
5. 転用	・ 以前より本人が所有していた船舶を漁船として使用する。 ・ 売買又は無償で譲り受けた船舶を漁船として使用する。

※注意

漁業法第57条第1項に定める知事許可漁業である中型まき網漁業、底びき網漁業及び船びき網漁業の譲渡については、事前に必ず水産課へご相談ください。

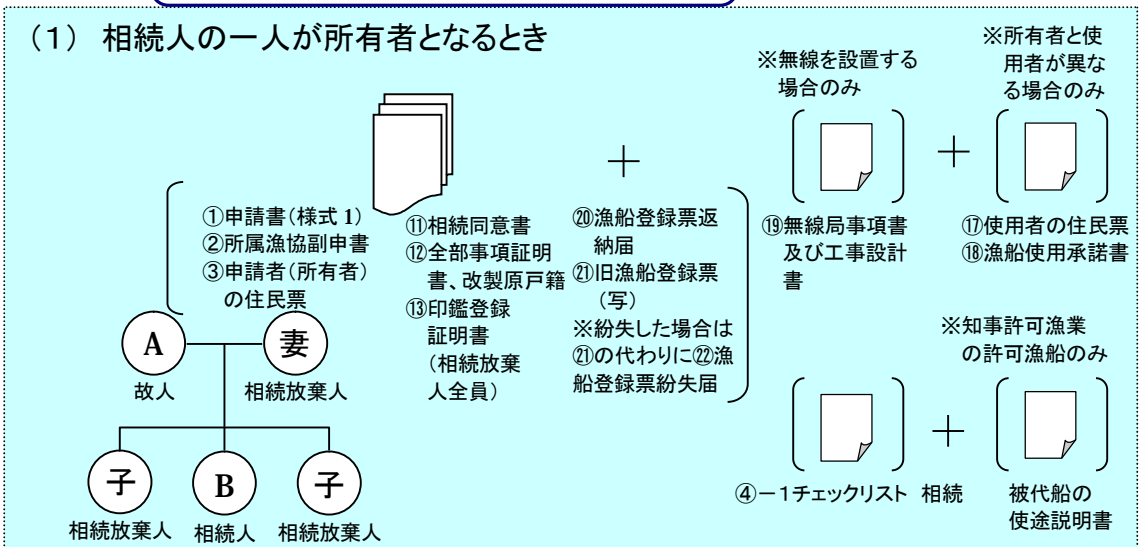
3. 譲渡(売買)



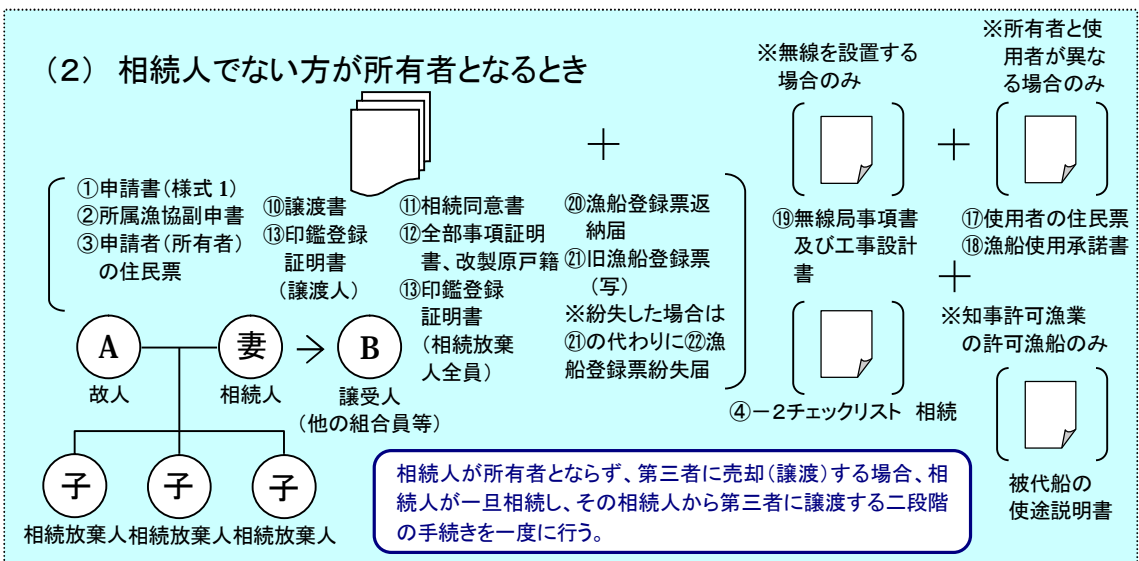
相続人が相続放棄手続きを家庭裁判所で既に行っている場合は相続放棄申述受理通知書(証明書)の提出により、相続同意書及び印鑑登録証明書と代えることができます。

4. 相続

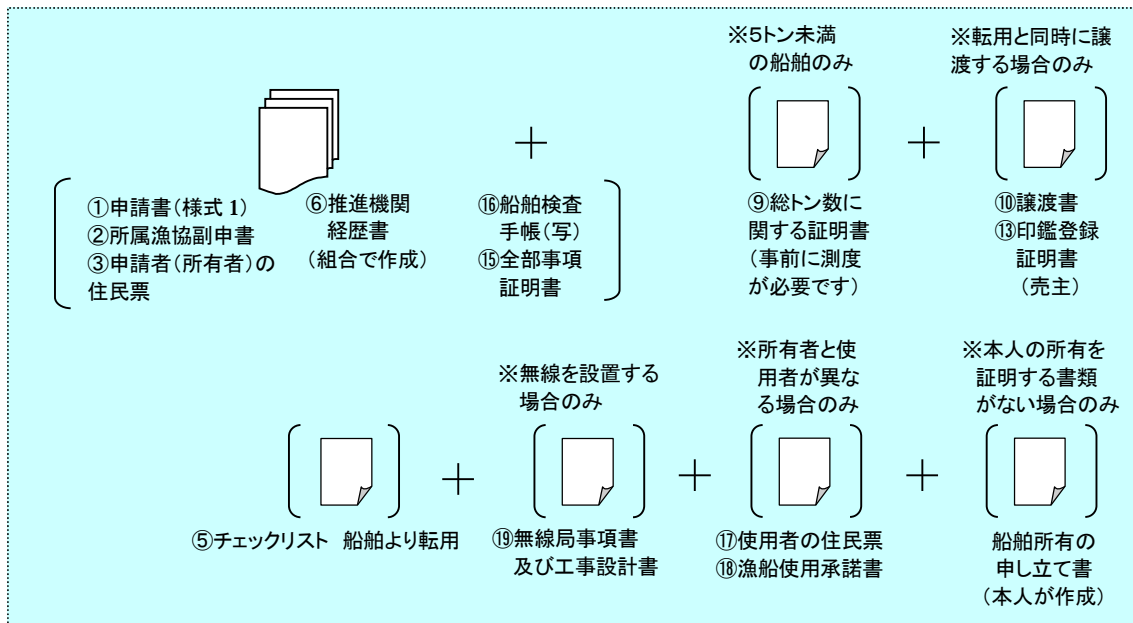
(1) 相続人の一人が所有者となるとき



(2) 相続人でない方が所有者となるとき



5. 一般船舶より転用



- 注: 1. 船体改造を伴う場合は、別途④改造契約証、⑧許可指令書(写)、⑨総トン数に関する証明書が必要です。
2. 長さ10m以上の船を転用する場合は、事前に転用許可申請(p.10)が必要です。
3. 下例のように、ご本人の所有を証明する書類がない場合は、所有の経緯が適正であることを組合長ほか1名(理事等)が証明するものとして、船舶所有の申し立て書(様式10)を作成してください。

例 1

以前に小型船舶の譲渡を受けたが、使用せず港内に係留していた。このたび漁船として登録したいが、譲渡人が既に亡くなっているため譲渡書を交わすことができない場合。

例 2

5トン未満の船舶を使用していなかったため、小型船舶に登録していなかった。このような船舶を漁船として登録しようとする場合。

5

漁船の登録事項が変わるとき － 漁船変更登録申請 －

登録を受けた漁船の所有者は、登録事項について変更が生じた場合には、速やかに漁船の変更登録を申請し、登録票の書換えを受けてください。

漁船の変更登録を申請する場合は、**漁船変更登録申請書（様式3）**に別に示す書類（p.16、p.17）を添付して大阪府知事に提出してください。（漁船法第17条）

また、申請の際、チェックリストにてチェック項目をご確認の上、申請書類と併せて提出してください。

変更の登録を要する事項

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 船名
- ③ 総トン数
- ④ 船舶の長さ、幅及び深さ
- ⑤ 推進機関の種類及び馬力数
- ⑥ 無線電波の型式又は空中線電力
- ⑦ 漁船の使用者の氏名又は名称
及び住所
- ⑧ 主たる根拠地
- ⑨ 漁業種類又は用途

登録票の内容に変更があれば、変更登録が必要です。

変更があってから、
2週間以内に申請してください！

1. 住所変更

〔例〕

- 所有者が転居して住所が変わった。
- 使用者が転居して住所が変わった。

①チェックリスト 住所変更

①漁船変更登録申請書 (様式3) ③所有者又は使用者の住民票 ②⑩漁船登録票返納届 ⑪旧漁船登録票(写)



※紛失した場合は⑩の代わりに⑪漁船登録票紛失届

注：市町村合併や区名・町名の変更など、船舶所有者の転居によらない住所地又は根拠地の変更の場合（住所表示変更）には、変更登録の手数料は不要です。

2. 船名変更

〔例〕

- 船名を変更した。

①漁船変更登録申請書 (様式3) ②⑩漁船登録票返納届 ⑪旧漁船登録票(写) ②チェックリスト 船名変更



※紛失した場合は⑩の代わりに⑪漁船登録票紛失届

3. 機関換装

〔例〕

- エンジンを換装し、

- ①馬力(kW)数が増えた。
- ②馬力(kW)数が減った。
- ③機関の種類が変わった。
- ④馬力からkWに変わった。

「ジーゼル機関 60馬力」→「ジーゼル機関 80馬力」

「ジーゼル機関 60馬力」→「ジーゼル機関 50馬力」

「ジーゼル機関(船内)60馬力」→「ジーゼル(船内外)機関 60馬力」

「電気点火機関 30馬力」→「電気点火機関 30kW」

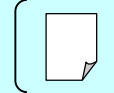
③-1チェックリスト 機関換装

①漁船変更登録申請書 (様式3) ⑤推進機関製造(販売)契約(予約)証 ⑥推進機関経歴書 ②⑩漁船登録票返納届 ⑪旧漁船登録票(写)



+

※長さ10m以上の漁船の場合



◎漁船改造許可申請書

※紛失した場合は⑩の代わりに⑪漁船登録票紛失届

- エンジンを換装したが、

- ⑤機関の種類も馬力(kW)数も変わらない。「電気点火機関 30kW」→「電気点火機関 30kW」

◎推進機関変更届 (様式4) 手数料不要



⑤推進機関製造(販売)契約(予約)証

⑥推進機関経歴書

③-2チェックリスト 機関換装(同種同馬力)

ポイント

販売店からエンジン(新品又は中古)を購入の場合 → 推進機関製造(販売)契約(予約)証(様式6)

友人等からエンジンを譲ってもらった場合 → 推進機関経歴書(様式7)

長さ10m以上の漁船で、馬力変更(馬力→kW含む)の時は漁船改造許可申請書(様式20)


長さ10m以上の漁船で、エンジン変更(同種同馬力)の時は改造許可申請不要

※「漁船法馬力数」について

- ・平成 14 年 4 月 1 日に改正された漁船法施行規則により、それ以降に新品のエンジンを搭載する場合は、「kW」で表記することとなりました。従前のエンジンを引き続いて使う場合は、新品に換装する際にはじめて「kW」で登録することとなります。
- ・中古のエンジンについては、平成 14 年 4 月 1 日以前に漁船に搭載された経歴（登録番号が必要）のあるものは「馬力」、ないものは「kW」で登録します。

4. 無線設置／撤去

- 〔例〕
- 無線を設置した。
 - 無線を撤去した。




①漁船変更登録申請書（様式 3） ⑨無線局事項書及び工事設計書 ⑩漁船登録票返納届 ⑪旧漁船登録票（写） ④チェックリスト 無線設置／撤去

※紛失した場合は⑩の代わりに⑪漁船登録票紛失届

5. 使用者変更（追加、減少）

- 〔例〕
- 使用者が変わった。
 - 使用者を追加、減少した。




①漁船変更登録申請書（様式 3） ⑬印鑑登録証明書 ⑰使用者の住民票 ⑱漁船使用承諾書 ⑤チェックリスト 使用者変更（追加、減少） ⑫漁船登録票返納届 ⑭旧漁船登録票（写）

※紛失した場合は⑭の代わりに⑮漁船登録票紛失届

6. 漁業種類又は用途の変更

- 〔例〕
- 漁業種類を変更した。

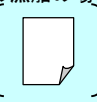
⑥チェックリスト 漁業種類又は用途の変更



①漁船変更登録申請書（様式 3） ⑫漁船登録票返納届 ⑭旧漁船登録票（写）

※紛失した場合は⑭の代わりに⑮漁船登録票紛失届

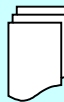
※長さ 10m 以上の漁船の場合



⑯漁船改造許可申請書

7. 船体改造

- 〔例〕
- トン数を変更した。
 - 船舶の長さ、幅及び深さのいずれかが変わった。



⑦チェックリスト 船体改造 ④改造契約証 ⑫漁船登録票返納届 ⑭旧漁船登録票（写）

※紛失した場合は⑭の代わりに⑮漁船登録票紛失届

注 1

2 級船 → 3 級船、3 級船 → 2 級船の改造については
 ※改造許可申請（p. 9）→認定申請（p. 6）→総トン数測度申請（p. 6）→漁船登録申請（p. 11）の手続きとなります。
 ※改造許可申請については長さが 10m 以上の船の場合に要となります。

6

登録をすませたら — 船体表記、検認等 —

(1) 船体表示

漁船登録票の交付を受けた際には、漁船登録票に記載された「船名」及び「漁船登録番号」を船体の最も見やすい場所へ関係法令に従って鮮明に表示してください。

根拠法令

船名：「小型漁船の総トン数の測度に関する省令第4条」

漁船登録番号：「漁船法第16条」「漁船法施行規則第13条別記様式11号」

1) 5トン以上 20トン未満の漁船

	① 漁船登録番号	② 船名
表記方法	<p>文字高さ 15cm 以上 文字間隔 5cm 文字の太さ 3cm</p>	<p>文字高さ 10cm 以上 文字幅 10cm 以上</p>
表示場所	ブリッジ 船橋又は船首の両側の外部、 その他最も見やすい場所（船尾等）	船首両側の外部

2) 5トン未満の漁船

	① 漁船登録番号	② 船名
表記方法	<p>文字の高さ 7cm 以上 文字間隔 2.3cm 文字の太さ 1.4cm</p>	<p>〔5トン以上 20トン未満の漁船に準じて表記してください。〕</p>
表示場所	ブリッジ 船橋又は船首の両側の外部、 その他最も見やすい場所（船尾等）	<p>〔5トン以上 20トン未満の漁船に準じて表示してください。〕</p>

(2) 登録票の備え付け

漁船登録票は、漁船を運航又は操業する場合には、船内に漁船登録票を備え付けておかなければなりません。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

船内に漁船登録票がなくてもよい場合

- ① 漁船法第 18 条第 2 項（相続又は合併の特例）により登録票が効力を有する場合において、当該登録票を添付して登録を申請しているとき。
- ② 建造し、又は改造した漁船を、建造又は改造後、初めてその主たる根拠地まで回航するとき。

注：1. 譲渡等により漁船の所有者が変わる場合は、新しい登録が済むまで当該船舶を漁船として使用することはできません。

2. 変更登録を申請中の期間は、備え付けの免除規定がありませんので、申請書類には漁船登録票の写しを添付してください。変更前の登録票は、新しい登録票の到着後、速やかに返送してください。

(3) 検認

漁船の所有者は、漁船登録票に記載されている事項に実態と相違する点がないかどうかについて、5年ごとに知事の検査を受けなければなりません。この検査を「検認」といいます。

検認の目的は、無許可改造などによって生じた漁船とその登録内容との相違を適時補正し、また廃船など抹消すべき漁船原簿の未手続き分を発見、整理して総合的に漁船原簿の信頼性を高めるために実施するものです。

1) 漁船登録票検認申請

最初に登録された日から起算して5年、又は検認を受けた日から起算して5年を経過し、検認期日が到来した漁船の所有者は、**漁船登録票検認申請書**（様式 16）を大阪府知事に提出してください。※毎年2月頃、翌年度に検認を受けなければならない漁船の一覧を水産課から各漁協にメールで通知します。

なお、検認申請は漁船法上、船主個人から個々に申請することになっていますが、その年の検認該当船を漁業協同組合ごとに取りまとめて検認を行っています。 ※検認有効期限は上述の検認期日から半年以内(5年と6ヶ月)です。

2) 検認申請に際しての留意事項

検認を受ける前、及び検認を受けた後は、次のことに留意してください。

- ① 現存しないものは直ちに抹消の手続きをとってください。
- ② 現存するも使用に耐えないものは抹消の手続きをとってください。
- ③ 漁船法第 18 条の規定によって失効しているものについては直ちに抹消の手続きをとってください。
- ④ 検認の結果、不合格となった場合はそのままの状態では漁船として使用し続けることができません。そのため、不合格となったそれぞれの項目により、漁船改造許可申請又は漁船変更登録申請を行ってください。また、漁業許可証の変更を要する場合も、併せて漁業許可証書換え交付申請などを行ってください。

チェックシート

- 漁船登録票を持っていますか。
- 漁船登録番号と船名は、船体に大きく表示されていますか。数字、文字がかすれて消えかかっていますか。
- 漁船原簿に登録されている推進機関と変わっていませんか。(エンジンを組合事務所に報告せず、付け替えていませんか)
- 漁船の長さ、幅、深さ又は総トン数の変更を伴う改造をしていませんか。
- 燃料噴射量制限封印、最高回転数封印、過給器取付防止封印(無過給機関に限る)を解除していませんか。底びき網漁船、船びき網漁船は特に注意してください。
- 漁業無線が設置されている場合は、漁船登録票にその記載がありますか。また、譲り受けた漁船に無線がついている場合、無線の再免許申請(名義変更の手続き)は済んでいますか。

※ 再免許申請のお問い合わせ先

近畿総合通信局 無線通信部航空海上課 06-6942-8540

7

その他の手続き － 漁船登録票の再交付 等 －

(1) 漁船登録票再交付申請

登録票を失くした、又はひどく汚れたり破れたりしてしまった場合は、遅滞なく再交付を受けなければなりません。

再交付を申請する場合は、**漁船登録票再交付申請書**（様式 14）を大阪府知事に提出してください。

なお、登録票を失くした場合は、**漁船登録票紛失届**（様式 13）をあわせて提出してください。

(2) 漁船登録原簿謄本の交付請求

漁船登録原簿の謄本を請求する場合は、**漁船登録原簿謄本交付請求書**（様式 15）を大阪府知事に提出してください（漁船法第 21 条）

交付請求については、誰でも請求することができます。

他府県の漁業者に船を売却した場合、業者や一般の人に売却し小型船舶に登録する場合は漁船登録原簿謄本が必要となります。



許可漁業を操業する漁船に変更事項が生じたときには、漁業許可証の書換えも忘れずに！

(3) 漁船登録の失効

次の場合には、漁船登録はその効力を失います。(廃船しなければなりません。) その場合、漁船の所有者は**漁船登録票返納届** (様式 12) に必要事項を記入し、登録票を付し、大阪府知事に遅滞なく返納しなければなりません。

漁船登録が失効する場合

- ① 登録を受けた漁船が漁船でなくなったとき。
- ② 登録を受けた漁船が滅失し、沈没し、又は解てつされたとき。
- ③ 登録を受けた漁船の存否が3ヶ月間不明になったとき。
- ④ 登録を受けた漁船が譲渡されたとき。
- ⑤ 登録を受けた漁船の主たる根拠地が、他府県に変更されたとき。
- ⑥ 登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき。



返納したら速やかに船体に表示しているOS番号を消すこと!